

公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程に基づく

セーフ・ハーバー・ルール

平成21年10月 8日

利益相反管理委員会制定

最終改正 令和 5年 8月21日

1（趣旨）

本ルールは、本法人の教職員等が産学官連携活動を行うことに伴い生じ得る利益相反行為を適切に管理するため、利益相反行為に該当しない行為の基準を定める。

2（定義）

本ルールにおける用語の定義は、公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程（平成21年2月5日制定）の用語の定義に従うほか、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

「企業等から得る経済的利益」とは、教職員等が企業等から得る個人金銭的利益及び職務関連金銭的利益の総体をいう。

「個人金銭的利益」とは、教職員等が、個人として受け取る給与、サービス対価（コンサルティング料、謝金等）、エクイティ（公開・未公開を問わず株式、出資金、ストックオプション、受益権等）、知的財産権（特許、著作権、ロイヤルティ等）等の金銭的利益をいう。

「職務関連金銭的利益」とは、教職員等が、その職務に関連して受け取る産学官連携活動に係る共同研究経費、受託研究経費、研究助成金、寄附金、技術研修経費、企業等から派遣される研究者等の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等の金銭的利益をいう。

3（利益相反行為に該当しない行為とみなされるための要件）

教職員等が産学官連携活動を行う場合において、次の要件を満たすときは、当該行為は、利益相反行為に該当しない行為とみなされる。

本学の教育、研究及び社会貢献に係る活動であって、企業等から得る経済的利益が次のいずれかの基準のとき

ア)個人金銭的利益が、1年間1企業等当たり累積で、100万円以下又はエクイティのシェアとして5%以下

イ)職務関連金銭的利益が、1年間1企業等当たり累積で、200万円以下

4（企業等から得る経済的利益の受取人の範囲）

3において、教職員等が企業等から得る経済的利益の算出に当たっては、その受取人の範囲は、教職員等本人並びに生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）とする。

5（自己申告書提出）

教職員等が産学官連携活動を行う場合において、3の要件を超える者は、全員自己申告書を利益相反管理委員会に提出しなければならない。ただし、該当する者以外の自己申告書の提出を妨げるものではない。

6（利益相反行為に該当しない行為とみなされるための要件の例外）

国、地方公共団体、独立行政法人、学校及び病院等（予防診断を含む医療行為を行う場合）からの個人金銭的利益及び職務金銭的利益は自己申告の対象としない。

附 則

このセーフ・ハーバー・ルールは、平成21年11月 5日から施行する。

附 則

このセーフ・ハーバー・ルールは、平成22年 1月 7日から施行する。

附 則

このセーフ・ハーバー・ルールは、令和 5年 8月21日から施行する。